【検定について】

- 1 受検資格
- (1) 1級検定の受検資格

熊本県内に住所地を有する方又は熊本県内の営業所に属する警備員の方で、次のいずれかに該当する場合

- ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、警備員等の検定等に関する規則(以下「検定規則」という。)に規定する2級の検定に係る警備業法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている方で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上の方
- イ 検定規則第8条第2号に該当するものとして、都道府県公安委員会から1級検定受検資格認定書の交付を受けている方
- (2) 2級検定の受検資格

住所地を管轄する警察署(現に警備員である場合は、その方が属する営業所の所在地を管轄する警察署にも提出することができます。)

- 3 検定申請に必要な書類等
- (1) 検定申請書 1 通
- (2) 熊本県内に住所地を有する方は、当該住所地を疎明する書面 1通
- (3) 熊本県外に住所地を有する方で熊本県内の営業所に属する警備員の方は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、そ の裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
- (5) 1級の検定を受けようとする方
 - ア 前記1(1)アに該当する方は、2級の検定(受けようとする警備業務の種別に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

イ 前記1(1)イに該当する方は、1級検定受検資格認定書の写し 1通

4 検定申請手数料

検定を受けようとする方は、次に掲げる額を熊本県収入証紙により、検定 申請書提出時に納入してください。

なお、検定申請手数料は、検定申請書提出後に申請を取り下げた場合又は 受検しなかった場合でも返還できません。

(1) 施設警備業務

16,000円

(2) 空港保安警備業務

16,000円

(3) 雑踏警備業務 13,000円

(4) 貴重品運搬警備業務 16,000円

(5) 交通誘導警備業務 14,000円

(6) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 16,000円

5 検定の方法

検定は学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった方には、 実技試験は行いません。

なお、学科試験及び実技試験の科目は、検定規則第6条に定められている とおりです。

6 その他

- (1) 熊本県公安委員会に対する1級検定受検資格認定申請の手続きは、平成 18年6月19日付け熊本県公安委員会公告第63号のとおりです。
- (2) 検定申請は、申請者本人が行ってください(郵送による申込みは受け付けません。)。

ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の 委任状を持参されたときは受け付けます(代理人1人につき受検者1人ま で有効とし、受検者が他の代理人を兼ねることはできません。)。

- (3) 検定申請書の住所の記載は、字名、番地等省略することなく正確に記載してください。
- (4) 遅刻した方は、原則受験ができません。
- (5) 受検しない(できない)場合における手数料について 体調不良、その他の事情により受検しない又はできない場合でも、<u>手数</u> 料は返還できません。
- (6) 指定場所以外での喫煙は、厳禁です(警察本部庁舎は全館禁煙です。)。